

福岡県働きやすい介護職場認証制度に係る介護サービス事業所等の認証審査について

1 事業目的

介護事業者の労働環境改善や人材育成の取組に認証を付与し、「見える化」を図ることで、求職者が事業者を選ぶ際に判断しやすくする。これにより、働きやすい職場環境の整備を促し、更なる介護人材の確保、離職防止・定着を図ることを目的として、労働環境、人材育成、処遇改善等の一定の水準を満たしている福岡県内の介護サービス事業所を認証する。

2 申請受付期間

今年度の認証申請の受付は、以下のとおり実施した。

【申請受付期間】令和7年7月11日（金）～令和7年10月31日（金）

3 審査方法について

事業所から申請された内容について、県において介護職員等処遇改善加算の届出状況の確認などを行い、申請内容が認証の基準を満たすか否かについて確認を行った。

4 認証事業所（案）

「3 審査方法について」のとおり確認した結果、認証の基準を満たした以下の申請について認証する。

【令和7年度における認証の基準を満たす申請件数】

・54法人、101事業所（新規：90件 更新：11件）

■ 参考：認証取得事業所の件数 （単位：件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
新規	389	232	90	711
更新	—	(2)	(11)	(13)
合計	389	232 (2)	90 (11)	711 (13)

5 今後のスケジュール

今後は認証を取得した事業所について、広く公表を行う。具体的には、本協議会のホームページである「福岡県介護情報ひろば」において認証事業所の一覧を公表するほか、県内市町村の介護保険担当課、ハローワーク、介護福祉士養成施設、介護福祉士実務者養成施設、介護員養成研修指定機関、福祉系高校等に対し、認証制度について紹介し、認証事業所掲載HPの二次元コードを記載したチラシを配布することを予定している。

また、認証を受けられなかった事業所については、公益財団法人介護労働安定センターにおいて実施している専門家によるキャリア形成や職場環境改善についての相談援助事業の活用を促し、認証の取得を支援する。

6 認証事業所の現地調査について

本制度による認証の申請については、事務手続きの負担軽減の観点から証拠書類の提出を求めている。そのため、令和7年度と同様に令和8年度においても任意で10件程度抽出した事業所に対して現地調査を行う。

なお、申請内容にそぐわない場合は認証を取り消す等の措置を行うことで、認証事業所について一定の質を担保する。

7 令和8年度の認証制度について（案）

以下の内容で実施することとしたい。

（1） 審査基準について

- ① 令和8年度の認証制度の審査における、処遇改善に関する加算の職場環境等要件については、新加算移行後の要件に基づき設定する。
- ② 離職率を算定する際、在留期間満了に伴い帰国した外国人（特定技能外国人等）は、算定対象から除くよう運用を改める。
- ③ 申請を行う事業所の事務負担軽減のため、職員の「人材育成・教育」（事業所内・事業所外における教育・研修「資料6-2参照」）に関する事項は設問から廃止し、処遇改善加算で確認を行う。

（2） 認証事業所を増やすための取組について

- ① 認証を取得している事業所が、「福岡県介護DX支援事業費補助金」を申請する際、現在入所定員の2割までとしている介護ロボット等の申請可能台数を、定員の3割に増やし、補助金の申請要件の緩和を実施する。
- ② 各事業所において認証制度を人材採用時などに活用している内容の横展開を図るため、県HP等に活用事例を掲載し、周知を図る。

（活用事例）

- ・ 地域向けの事業所広報誌に認証マークを掲載し、認証を取得していることを周知。
- ・ ハローワーク求人票の求人に関する特記事項欄に認証を取得していることを記載。